

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

令和5年第2回幕別町議会臨時会
(令和5年5月10日 10時00分 開会・開議)

- 臨時議長の紹介
議員自己紹介
町長挨拶
教育委員会教育長、代表監査委員、農業委員会会長の自己紹介
執行機関幹部職員紹介
開会、開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 仮議席の指定
日程第2 会議録署名議員の指名（仮議席番号）
2番 藤原 孟 4番 長谷陽子 5番 芳滝 仁
日程第3 選挙第1号 議長の選挙

追加議事日程

- 日程第1 会期の決定
日程第2 選挙第2号 副議長の選挙
日程第3 議席の指定
日程第4 常任委員会委員の選任
日程第4の2 議長の常任委員会委員の辞任
日程第5 広報広聴委員会委員の選任
日程第6 議会運営委員会委員の選任
日程第7 選挙第3号 南十勝複合事務組合議会議員の選挙
日程第8 選挙第4号 十勝中部広域水道企業団議会議員の選挙
日程第9 選挙第5号 十勝圏複合事務組合議会議員の選挙
日程第10 選挙第6号 とかち広域消防事務組合議会議員の選挙
日程第11 報告第1号 専決処分した事件の報告について(令和4年度幕別町一般会計補正予算(第15号))
日程第12 承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和5年度幕別町一般会計補正予算(第2号))
日程第13 議案第38号 幕別町税条例の一部を改正する条例
日程第14 議案第39号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第14の2 議案第39号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
(民生常任委員会報告)
日程第15 議案第40号 令和5年度幕別町一般会計補正予算(第3号)
日程第16 議案第41号 工事請負契約の締結について(幕別町保健福祉センター屋上防水改修工事)
日程第17 議案第42号 工事請負契約の締結について(新あかしや南団地公営住宅5号棟建設工事)

		(建築主体)
日程第18	議案第43号	工事請負契約の締結について（新あかしや南団地公営住宅6号棟建設工事 (建築主体)
日程第19	議案第44号	工事請負契約の締結について（下水道処理区統合連絡管渠整備工事（その 1））
日程第20	議案第45号	監査委員の選任につき同意を求めることについて
日程第21	議案第46号	副町長の選任につき同意を求めることについて
日程第22		閉会中の継続調査の申し出（総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業 建設常任委員会、広報広聴委員会、議会運営委員会）

会議録

令和5年第2回幕別町議会臨時会

- 1 開催年月日 令和5年5月10日
- 2 招集の場所 幕別町役場3階議事堂
- 3 開会・開議 5月10日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (19名)
議 長 寺林俊幸
副議長 中橋友子
1 畠山美和 2 塚本逸彦 3 山端隆治 4 内山美穂子 5 小田新紀
6 長谷陽子 7 酒井はやみ 8 荒 貴賀 9 野原恵子 10 石川康弘
11 岡本眞利子 12 小島智恵 13 藤谷謹至 14 田口廣之 15 芳滝 仁
16 谷口和弥 17 藤原 孟
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 飯田晴義 副 町 長 伊藤博明
教 育 長 菅野勇次 農 業 委 員 会 会 長 谷内雅貴
企 画 総 務 部 長 山端広和 住 民 生 活 部 長 寺田 治
保 健 福 祉 部 長 樫木良美 経 済 部 長 岡田直之
建 設 部 長 小野晴正 会 計 管 理 者 武田健吾
忠 類 総 合 支 所 長 笹原敏文 札 内 支 所 長 新居友敬
教 育 部 長 川瀬吉治 政 策 推 進 課 長 白坂博司
総 務 課 長 佐藤勝博 地 域 振 興 課 長 谷口英将
糠 内 出 張 所 長 宮田 哲 住 民 課 長 本間 淳
税 務 課 長 古山悌二 福 祉 課 長 亀田貴仁
こ ど も 課 長 平井幸彦 都 市 計 画 課 長 河村伸二
水 道 課 長 松井公博
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 合田利信 課長 北原正喜 係長 川瀬真由美
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名（仮議席番号）
2 藤原 孟 4 長谷陽子 5 芳滝 仁

議事の経過

(令和5年5月10日 10:00 開会・開議)

[臨時議長の紹介]

○議会事務局長（合田利信） ご起立願います。おはようございます。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の野原恵子議員をご紹介します。

野原議員、議長席へお越してください。

[臨時議長挨拶]

○臨時議長（野原恵子） ただいま紹介されました野原です。

地方自治法第107条の規定により、議長選挙が終わるまでの間、臨時に議長の職務を行います。

どうぞよろしく願いいたします。

[議員自己紹介]

○臨時議長（野原恵子） 最初に、本臨時会は一般選挙後、初めての議会になりますので、議員の自己紹介を行います。

藤原議員から順に自己紹介をお願いいたします。

（議長の声あり）

○臨時議長（野原恵子） 藤原議員。

○2番（藤原 孟） 旭町に住んでおります藤原孟です。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 中橋議員。

○3番（中橋友子） 札内桂町に住んでおります中橋友子です。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 長谷議員。

○4番（長谷陽子） 緑町に住んでおります長谷陽子と申します。よろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 芳滝議員。

○5番（芳滝 仁） 札内桂町、芳滝仁でございます。よろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 石川議員。

○6番（石川康宏） 五位に住んでおります石川康宏と申します。よろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 山端議員。

○7番（山端隆治） 相川に住んでおります山端隆治です。よろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 内山議員。

○8番（内山美穂子） 札内北町に住んでおります内山美穂子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 塚本議員。

○9番（塚本逸彦） 日新に住んでおります塚本逸彦と申します。どうぞよろしく願い申し上げます。

○臨時議長（野原恵子） 藤谷議員。

○10番（藤谷謹至） 忠類本町に住んでおります藤谷謹至と申します。よろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 寺林議員。

○11番（寺林俊幸） 美川に住んでおります寺林俊幸です。どうぞよろしく願いいたします。

○臨時議長（野原恵子） 田口議員。

○12番（田口廣之） 日新の田口廣之です。どうぞよろしく願いいたします。

- 臨時議長（野原恵子） 岡本議員。
- 13 番（岡本眞利子） 緑町に住んでおります岡本眞利子でございます。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 谷口議員。
- 14 番（谷口和弥） 札内暁町に住んでおります谷口和弥といたします。どうぞよろしくお願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 畠山議員。
- 15 番（畠山美和） 緑町に住んでおります畠山美和といたします。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小田議員。
- 16 番（小田新紀） 札内青葉町の小田新紀と申します。よろしくお願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 酒井議員。
- 17 番（酒井はやみ） 札内中央町に住んでおります酒井はやみです。どうぞよろしくお願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 荒議員。
- 18 番（荒 貴賀） 札内若草町に住んでおります荒貴賀です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 小島議員。
- 19 番（小島智恵） 緑町に住んでおります小島智恵と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 臨時議長（野原恵子） 最後に私、旭町に住んでおります野原恵子です。どうぞよろしくお願いいたします。

[町長挨拶]

- 臨時議長（野原恵子） ここで、町長から挨拶をお願いいたします。

飯田町長。

- 町長（飯田晴義） 改めまして、皆さん、おはようございます。

改選後、初議会でありますので、お時間をいただきましてご挨拶をさせていただきますことをありがたく思っているところであります。

まずは議員の皆さまにおかれましては、この度の幕別町議会議員選挙におきまして、当選の栄に浴されたこと、心からお喜びを申し上げたいというふうに思います。

そして私も3回目の選挙にあたったわけでありまして、初めての無投票での当選を果たすことができました。ただこの無投票というのはですね、非常に私の中では微妙な感じをしておりまして、どんな強力な町長候補であっても3,000票くらいの反対票、或いは批判票が入る、そのような有権者数が町でありますので、今回は無投票ということでありましたけれども、声なき声として3,000票以上の反対票があるのだろうなということを肝に銘じて、決して白紙委任ではないということ肝に銘じてまちづくりに当たってまいりたいと思います。

そして先ほど申し上げました声なき声をいかに拾ってそれを町政に生かしていくことが非常に大切だろうと、そんなことも今回感じておりましたので、しっかりと住民の方と向き合って、対話を重視しながらまちづくりに努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

私はこの度の選挙で37の公約を掲げました。これを実現することは当然のことだと思っております。それ以上に初当選の時から幕別町の永遠のテーマであると思っておりました人口減少対策、とりわけ年齢構造の若返り、この8年間努めてきたつもりであります。成果もある程度出てきておりますので、さらにこの年齢構造の若返りについては加速をしてみたいというふうに思っているところであります。重要施策としてその二つを掲げさせていただきましたけれども、一つについては高校生までの医療費の無料化であります。もう一つが第2子以降の保育料の無料化であります。議会の皆さん、議員の皆さんと議論をさせていただきながら、早期の実現に努めてまいりたいというふうに思っているところであります。

それと、今の世界的な需要の中での新たな対策としてのゼロカーボンの推進、そしてジェンダー、

平等についても公約として掲げさせていただいておりますので、これについても議論をさせていただきたいというふうに思っているところであります。

よく、行政と議会は車の両輪、表裏一体だというふうに言われておりますけれども、車の後の軌跡を見ますと決して交わることはないわけでありまして。そういうことにならないように微に入り細に入り議員の皆さんと協議をさせていただいて、相談をさせていただいて、向かうところは全く同じ一つだと思っております。町民の幸せだと思っておりますので、そこに向けてしっかりとこの場、議会の場で議論をさせていただければありがたいなというふうに思っているところであります。

結びになりますけれども、一つ、私がこの選挙戦を通じて感じたこと、反省事項としてあります。それは、私は無投票でありましたし、議会選挙におきましても平成22年以来、初めての無投票でありました。一時は定員に満たないのではないかと、そんな懸念もあったわけでありまして。それは、私としてはまちづくりを預かる者としては、まちづくりに対する関心が薄れていることが一因であろうというふうに反省をしているところでありますので、これまで議会においては主権教育なり、高校に出向いての出前授業なり、様々やられてきたわけでありましてけれども、議会の皆さん、そして選管とも力を合わせて、まちづくりに対する、或いは選挙に対する意識の高揚、関心を高めていく、そんな取組をしまいたいというふうに思っておりますので、これまで以上のご支援ご協力そしてご指導を切にお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願いいたします。

[執行機関幹部職員紹介]

○臨時議長（野原恵子）　続きまして、執行機関幹部職員の紹介をお願いいたします。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明）　副町長の伊藤博明です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からご紹介申し上げます。

本日、お配りしております特別職および管理職名簿をご覧ください。

名簿には、本年4月1日付けで異動した職員を網掛けして表示しております。

教育長、菅野勇次。

部長職であります。

企画総務部長、山端広和。

住民生活部長、寺田　治。

保健福祉部長　檜木良美。

経済部長、岡田直之。

建設部長、小野晴正。

出納室長兼会計課長事務取扱、武田健吾。

忠類総合支所長、笹原敏文。

札内支所長兼住民課長事務取扱　新居友敬。

議会事務局長、合田利信。

教育部長兼図書館長事務取扱、川瀬吉治。

課長職であります。

整列するまで、お待ちください。

企画総務部政策推進課長、白坂博司。

総務課長、佐藤勝博。

住民生活部住民課長、本間淳。

防災環境課長、井上一成。

防災環境課参事　消防担当、宮野裕範。

防災環境課参事　ゼロカーボン担当、山岸伸雄

税務課長、古山悌士。

糠内出張所長、宮田 哲。

保健福祉部福祉課長、亀田貴仁。

こども課長、平井幸彦。

保健課長、宇野和哉。

経済部農林課長 農業委員会事務局長併任、兼忠類支局長、高橋修二。

農林課参事 土地改良担当、廣瀬康友。

農業振興担当参事、山本 充。

商工観光課長、西嶋 慎。

建設部土木課長、香田裕一。

都市計画課長、河村伸二。

水道課長、松井公博。

忠類総合支所地域振興課長、谷口英将。

保健福祉課長、高橋宏邦。

経済建設課長、半田 健。

札内支所住民相談室参事、金田一宏美。

議会事務局議事課長 監査委員事務局長を併任、北原正喜。

教育部学校教育課長、西田建司。

生涯学習課長、石田晋一。

幕別学校給食センター所長兼忠類学校給食センター所長、鯨岡 健。

次に課長補佐職であります。

住民生活部住民課主幹 戸籍住民担当、西久保次雄。

忠類総合支所経済建設課場長兼経済部農林課場長、林 伸顕。

教育部主幹、土井秀樹、同じく添田雄二の2名につきましては業務の都合上、欠席しております。

以上でございます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

[開会・開議宣告]

- 臨時議長（野原恵子） ただいまから、令和5年第2回幕別町議会臨時会を開会します。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 臨時議長（野原恵子） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[仮議席の指名]

- 臨時議長（野原恵子） 日程第1、仮議席の指定を行います。
仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

[会議録署名議員の指名]

- 臨時議長（野原恵子） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番藤原議員、4番長谷議員、5番芳滝議員を指名いたします。

[議長選挙]

- 臨時議長（野原恵子） 日程第3、選挙第1号、議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法は、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

議長に、寺林俊幸議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました寺林俊幸議員を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○臨時議長(野原恵子) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました寺林俊幸議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選された寺林俊幸議員が議場におられますので、会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をします。

議長に当選された寺林俊幸議員から発言を求められておりますので、これを許します。

寺林俊幸議員。

○議長(寺林俊幸) お許しをいただきましたので、議長就任のご挨拶をさせていただきます。

ただいま議員各位よりご推挙いただき、幕別町議会議長の重責につかせていただきますことに感謝申し上げます。

引き続き、公正かつ円滑な議会運営に取り組むとともに、さらなる幕別町議会の発展に全力を注いでまいりたいと考えております。

さて、令和 2 年より続いておりますコロナ禍対応も 5 月 8 日からは 5 類の感染症とみなされ、今後経済の活発化も期待される所ではありますが、今もなお続く物価高騰により町民の皆さんの生活に多大な影響を及ぼしている所でもあります。幕別町議会として住民の皆さんの生活と健康を守り、さらには二元代表制の一役を担う議会として、今後町民の皆さんのために議会づくりが求められているものと考えます。

また、議会といたしまして、町民の皆さんに分かりやすい、開かれた議会を目指し、幕別町議会が持てる力を遺憾なく発揮できる町議会を作ってまいりたいというふうに考えております。

今後とも、議員各位、執行者各位、さらに町民の皆さま方に温かいご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。就任のご挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくようお願い申し上げます。(拍手)

○臨時議長(野原恵子) これで、臨時議長の職務は全部終了しました。

ご協力ありがとうございました。

寺林議長、議長席にお着き願います。

ここで、暫時休憩といたします。

10:22 休憩

10:24 再開

(議長、議長席に着席)

○議長(寺林俊幸) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[日程の追加]

○議長(寺林俊幸) お手元に配付いたしました追加議事日程のとおり、本日の日程に追加し、審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程を追加することに決定いたしました。

[会期の決定]

○議長(寺林俊幸) 日程第1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

[副議長の選挙]

○議長(寺林俊幸) 日程第2、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長が指名することにしたと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、中橋友子議員を指名します。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名しました中橋友子議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました中橋友子議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選された中橋友子議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

副議長に当選された中橋友子議員から発言を求められておりますので、これを許します。

中橋友子議員。

○副議長(中橋友子) 一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま前期に続きまして、幕別町議会の副議長の推薦を皆さんからいただきました。大変光栄に

存じます。同時に、その責任の重さ、痛感しているところでございます。

縷々、ご挨拶にありましたように、この間は新型コロナウイルスの大きな影響が私たちを取り巻きました。新しい、対応の段階が変わってくる中で、その一つひとつ、日常生活を取り戻していくための、その課題を私たちは取り組んでいく、その役割があると思います。同時にこれまで皆さんと一緒に取り組んできました、開かれた議会、そして、住民の皆さんに分かりやすい議会、さらには理事者と共に、町の健全な発展、そして何よりも町民の皆さんの声を反映させていく。このことに力を尽くすため、議長の補佐役として職責を全うしたいと思っております。

どうかこれからも議員の皆さん、そして理事者の皆さん、町民の皆さんと一緒に、ご指導をいただき、また、ご協力をいただく中で果たしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上を持ちましてご挨拶いたします。（拍手）

[議席の指定]

○議長（寺林俊幸） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指定します。

なお、議会運営に関する基準によって、議長の議席は最終番、副議長の議席は最終番から2番目と定めていますので、申し添えます。

それでは、議席番号と氏名を事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（合田利信） 議席番号と氏名を申し上げます。

1番 島山議員、2番 塚本議員、3番 山端議員、4番 内山議員、5番 小田議員、6番 長谷議員、7番 酒井議員、8番 荒議員、9番 野原議員、10番 石川議員、11番 岡本議員、12番 小島議員、13番 藤谷議員、14番 田口議員、15番 芳滝議員、16番 谷口議員、17番 藤原議員、18番 中橋議員、19番 寺林議員。
以上であります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり議席を指定します。

議席が決まりましたので、それぞれ、ただいま指定の議席に名札を持って着席願います。

暫時休憩いたします。

10:31 休憩

10:33 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[常任委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第4、常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（合田利信） 朗読いたします。

総務文教常任委員会委員に、1番 島山議員、7番 酒井議員、9番 野原議員、10番 石川議員、12番 小島議員、13番 藤谷議員、19番 寺林議員、以上7人です。

次に、民生常任委員会委員に、2番 塚本議員、4番 内山議員、5番 小田議員、6番 長谷議員、8番 荒議員、16番 谷口議員、以上6人です。

次に、産業建設常任委員会委員に、3番 山端議員、11番 岡本議員、14番 田口議員、15番 芳滝議員、

17 番藤原議員、18 番中橋議員、以上 6 人です。

以上で朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、各常任委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、それぞれの常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

[議長の常任委員会委員辞任願配布]

○議長（寺林俊幸） ここで、副議長と交代のため、暫時休憩いたします。

10：34 休憩

10：37 再開

（副議長、議長席に着席）

[議長の常任委員会委員の辞任]

○副議長（中橋友子） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま総務文教常任委員会委員に選任されました議長から、「常任委員会委員の辞任願」が提出されました。

議長は、各委員会への出席権が与えられているほか、本会議における可否同数の際の裁決権などを有していることなどから、一つの委員会に委員として所属することは適当ではなく、総務文教常任委員会委員を辞任したいとの申し出であります。

お諮りいたします。

議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、議長の常任委員会委員の辞任を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 4 の 2、「議長の常任委員会委員の辞任」を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、寺林議長の退場を求めます。

（議長退席）

○副議長（中橋友子） お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり、辞任を許可することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○副議長（中橋友子） 異議なしと認めます。

したがって、議長の総務文教常任委員会委員の辞任を許可することに決定いたしました。

ここで、議長職を交代いたしますので、暫時休憩します。

10：39 休憩

10：39 再開

（副議長、自席に着席）

（議長、議長席に着席）

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここで、先に決定いたしました各常任委員会で会議を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10:40 休憩

10:49 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 諸般の報告をいたします。

休憩中、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長に野原恵子議員、副委員長に小島智恵議員。

民生常任委員会委員長に谷口和弥議員、副委員長に荒貴賀議員。

産業建設常任委員会委員長に田口廣之議員、副委員長に藤原孟議員。

以上、報告のとおり、各常任委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[広報公聴会委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第5、広報広聴委員会委員の選任を行います。

広報広聴委員会委員の選任は、広報広聴委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名いたします。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（合田利信） 朗読いたします。

広報広聴委員会委員に、1番畠山議員、2番塚本議員、5番小田議員、6番長谷議員、7番酒井議員、10番石川議員、13番藤谷議員、17番藤原議員、以上8人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、広報広聴委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、広報広聴委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、広報広聴委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩いたします。

10:51 休憩

10:59 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

諸般の報告をします。

休憩中、広報広聴委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

広報広聴委員会委員長に小田新紀議員、副委員長に石川康弘議員。

以上、報告のとおり、広報広聴委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[議会運営委員会委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第6、議会運営委員会委員の選任を行います。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、議長が指名することになっておりますので、指名します。

事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（合田利信） 朗読いたします。

議会運営委員会委員に、4番内山議員、5番小田議員、8番荒議員、9番野原議員、11番岡本議員、14番田口議員、15番芳滝議員、16番谷口議員、以上8人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読したとおり、議会運営委員会委員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名したとおり、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、議会運営委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を行ってください。

委員会開催のため、暫時休憩します。

11：01 休憩

11：09 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[諸般の報告]

○議長（寺林俊幸） 諸般の報告をします。

休憩中、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長のもとに届いておりますので、報告いたします。

議会運営委員会委員長に岡本眞利子議員、副委員長に内山美穂子議員。

以上、報告のとおり、議会運営委員会の委員長及び副委員長が決定いたしました。

[一部事務組合議会議員の選挙]

○議長（寺林俊幸） 日程第7、選挙第3号、南十勝複合事務組合議会議員の選挙から日程第10、選挙第6号、とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙まで、一括して選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、事務局に朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（合田利信） 朗読いたします。

南十勝複合事務組合議会議員に、10番石川議員、13番藤谷議員、以上2人です。

次に、十勝中部広域水道企業団議会議員に、寺林議長、次に、十勝圏複合事務組合議会議員に、寺林議長、次に、とちかち広域消防事務組合議会議員に、8番荒議員、11番岡本議員、寺林議長、以上3人です。

以上で、朗読を終わります。

○議長（寺林俊幸） ただいま朗読しましたとおり、選挙第3号、南十勝複合事務組合議会議員の選挙から選挙第6号、とちかち広域消防事務組合議会議員の選挙までについて指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名したとおり、当選人とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した議員が各組合議会議員に当選されました。

ここで暫時休憩します。

11：12 休憩

11：14 再開

「議事日程追加・行政報告」

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程を追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、お手元に配布したとおり、町長からの行政報告を追加日程といたします。

お手元に配布いたしました追加議事日程（第3号）のとおり、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） お許しをいただきましたので、物価高騰に伴う低所得世帯に対する支援について、ご報告させていただきます。

政府は、3月28日に令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費の使用を閣議決定し、物価高騰に対する低所得世帯への生活支援として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金に低所得世帯支援枠を新たに創設したところであります。

町では、この決定を受け、低所得世帯支援枠を活用し、エネルギー・食料品等の物価高騰に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対する生活支援として、住民税非課税世帯に対し、1世帯あたり3万円を給付する「非課税世帯応援給付金給付事業」を実施することといたしました。

また国では、低所得の子育て世帯に対する生活支援として、児童扶養手当受給者等ひとり親世帯や住民税非課税の子育て世帯等を対象に、子育て世帯生活支援特別給付金として、児童等1人あたり5万円を給付することを同じく閣議決定したところであります。

このうち、住民税非課税の子育て世帯等に対する給付金については町が実施主体となりますことから、町単独で実施する「非課税世帯応援給付金給付事業」と合わせて、関連する予算について本臨時会に提案させていただいたところであります。

さらには、地方自治体が地域の実情に合わせて用途を決めることができる電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の推奨事業メニュー分について、本町における交付限度額が1億896万6,000円と示されたところではありますが、北海道が酪農経営支援等物価高騰に係る独自支援策について現在検討中との情報もありますことから、そうした動向を注視しながら、本町として必要な支援策の実施に向け、関連予算を6月定例会に提案すべく準備を進めているところであります。

以上、物価高騰に伴う低所得世帯に対する支援についてのご報告とさせていただきます。

○議長（寺林俊幸） これで行政報告は、終わりました。

[委員会付託省略]

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

日程第11、承認第1号から日程第13、議案第38号および日程第15、議案第40号から日程第19、議案第44号の8議件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、承認第1号から日程第13、議案第38号および日程第15、議案第40号から日程第19、議案第44号の8議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[承認]

○議長（寺林俊幸） 日程第11、承認第1号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 承認第1号、専決処分した事件の承認について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和4年度幕別町一般会計補正予算について、令和5年3月31日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和4年度幕別町一般会計補正予算第15号であります。

今回の補正予算は、予算の総額から歳入歳出それぞれ5,812万2,000円を減額し、予算の総額をそれぞれ195億7,334万6,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページから5ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

11ページをお開きください。

2款総務費、1項総務管理費、18目基金管理費118万1,000円の追加であります。

森林環境譲与税の交付額確定に伴い、今回の歳入予算に計上いたします追加補正額と同額を基金に積み立てるものであります。

3款民生費、2項児童福祉費、5目発達支援センター費であります。

発達支援センター運営事業に企業版ふるさと寄付金20万円を充当するものであります。

企業版ふるさと寄付金は、令和4年度において6社から250万円の寄付をいただきましたことから、寄付者の意向に沿った事業に寄付金を充当するものであります。

6款農林業費、1項農業費、2目業振興費であります。

ふるさとづくり支援事業に企業版ふるさと寄付金 100 万円を充当するものであります。

12 ページをご覧ください。

7 款、1 項商工費、5 目企業誘致対策費 5,930 万 3,000 円の減額であります。

工業団地取得資金貸付金の確定に伴う減額であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費であります。

魅力ある高校づくり支援事業に企業版ふるさと寄付金 100 万円を充当するものであります。

3 項 学校費、2 目教育振興費であります。

保護者費用負担軽減事業に企業版ふるさと寄付金 30 万円を充当するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

6 ページまでお戻りください。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人 36 万 8,000 円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

2 款から 13 款までの補正は、いずれも交付額の確定に伴うものであります。

2 款地方譲与税、1 項、1 目地方揮発油譲与税 996 万 5,000 円の減額、2 項、1 目自動車重量譲与税 1,635 万 8,000 円の減額、3 項、1 目森林環境譲与税 118 万 1,000 円の追加であります。

7 ページになります。

3 款、1 項、1 目利子割交付金 673 万 6,000 円の減額、4 款、1 項、1 目配当割交付金 72 万 3,000 円の減額、5 款、1 項、1 目株式等譲渡所得割交付金 49 万 5,000 円の減額、6 款、1 項、1 目法人事業税交付金 512 万 9,000 円の追加であります。

8 ページをご覧ください。

7 款、1 項、1 目地方消費税交付金 5,317 万 9,000 円の追加、8 款、1 項、1 目ゴルフ場利用税交付金 154 万 3,000 円の減額、9 款、1 項、1 目自動車税環境性能割交付金 49 万 1,000 円の追加、11 款、1 項、1 目地方特例交付金 802 万 1,000 円の追加であります。

9 ページになります。

2 項、1 目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金 143 万 3,000 円の追加であります。

新型コロナウイルス感染症対策として創設された固定資産税の特例措置に係る減免措置相当額が国から交付されるものであります。

12 款、1 項、1 目地方交付税 2,628 万 7,000 円の追加であります。

特別交付税の 3 月交付分の確定に伴うものであります。

13 款、1 項、1 目交通安全対策特別交付金 158 万 8,000 円の減額であります。

10 ページをご覧ください。

19 款、1 項寄付金、2 目総務費寄付金 250 万円の追加であります。

企業版ふるさと寄付金の追加であります。

20 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金 6,000 万円の減額であります。

財政調整基金へ積み戻すものであります。

22 款、諸収入、3 項貸付金元利収入、7 目工業団地取得資金貸付金元金収入 5,930 万 3,000 円の減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

日程第12、承認第2号、専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長(伊藤博明) 承認第2号、専決処分した事件の承認についてご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の1ページをご覧ください。

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定に基づき、議会に報告し、承認を求めようとするものであります。

令和5年度幕別町一般会計補正予算について、令和5年4月1日付けで専決処分を行ったものであります。

2ページをお開きください。

令和5年度幕別町一般会計補正予算第2号であります。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ470万7,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ168億7,480万7,000円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、3ページ、4ページに記載しております「第1表歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

6ページをご覧ください。

4款衛生費、2項清掃費、1目清掃総務費470万7,000円の追加であります。

ごみ収集委託料の追加であります。

本年3月から適用となりました公共工事設計労務単価の引き上げに伴い、複数年契約の委託料の増額につきましては、先の3月定例会の最終日に令和5年度の補正予算として提案し、議決をいただいたところであります。

その際の歳出補正予算の計上において、令和2年度から8年度までを期間として契約を締結しております、ごみ収集委託料の追加補正額を過少に算出する誤りがありましたことから、年度当初の契約変更を行うために、4月1日付けで、不足する「ごみ収集委託料」相当額を追加する専決処分を行ったものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

5ページにお戻りください。

1款町税、2項、1目固定資産税470万7,000円の追加であります。

現年課税分の追加であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(寺林俊幸) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声なし)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます

お諮りいたします。本件は原案のとおり承認することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり承認されました。

[議案審議]

○議長（寺林俊幸） 日程第 13、議案第 38 号、幕別町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 38 号、幕別町税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 1 ページ、議案説明資料の 1 ページをお開きください。

家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげることを柱とした令和 5 年度税制改正の内容を盛り込んだ、地方税法等の一部を改正する法律が、令和 5 年 4 月 1 日に施行されましたことから、関連する幕別町税条例の改正を行おうとするものであります。

改正条例の概要についてご説明いたしますので、議案説明資料の 1 ページをご覧ください。

はじめに、個人町民税についてであります。

1 点目は「森林環境税の導入に伴う改正」であります。

改正条項は、条例第 34 条の 9、第 38 条、第 41 条、第 44 条、第 47 条、第 47 条の 2、第 47 条の 6 であります。

改正内容は、森林環境税の導入、課税開始に伴う改正であります。

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、賦課徴収の方法について規定するなどの改正であります。

2 点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、法人町民税と固定資産税についてであります。

地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

2 ページになります。

次に、軽自動車税についてであります。

1 点目は「環境性能割の税率の特例」であります。

改正条項は、条例附則第 15 条の 2 及び第 15 条の 7、改正内容は「軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直し」であります。

新型コロナウイルス感染症等を背景とした半導体不足等の状況を踏まえ、現行の税率区分を令和 5 年 12 月末まで据え置き、その後、電動車の一層の普及促進を図る観点から、表に記載のとおり「非課税」「1%」「2%」の税率区分における燃費基準達成度を 3 年間で段階的に引き上げるものであります。

2 点目は、「種別割の税率の特例」であります。

改正条項は、条例附則第 16 条、改正内容は「軽自動車税の種別割のグリーン化特例の延長」であります。

電気自動車等を取得した場合における現行の軽課措置等について、適用期間を 3 年間延長するものであります。

3 点目は、地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

次に、町たばこ税についてであります。

地方税法の改正に伴い、法律の引用条項及び文言を整理するものであります。

以上が、改正概要であります。

次の 3 ページから 19 ページにかけては、改正条例の条文ごとに新旧対照表を記載しております。

3 ページから 4 ページ中段までは、引用条項と文言の整理であります。

4 ページの最下段、第 38 条第 3 項は、令和 6 年度に課税が開始されます、森林環境税の徴収の方法を定めるものであります。

5 ページから 14 ページ中段までは、引用条項と文言の整理であります。

14 ページをご覧ください。

14 ページ下段の「現行条例」の制定附則第 15 条の 2 は、軽自動車税の環境性能割の非課税の時限措置を特例として定めておりますが、この規定を削り、第 81 条の 4 の本来規定に基づき、環境性能割の税率区分の見直しを行うものであります。

15 ページから 18 ページにかけては、環境性能割の税率の特例と種別割の税率の特例の改正であります。

18 ページをご覧ください。

18 ページの上段、第 16 条の 2 第 3 項は、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を 100 分の 10 から 100 分の 35 に改めるものであります。

18 ページの中段、第 17 条の 2 は、地方税法の改正に合わせて、優良住宅地の造成等の土地の長期譲渡所得の課税の特例の適用期限の延長を定めるものであります。

19 ページは、文言整理であります。

議案書にお戻りいただき、5 ページをお開きください。

中ほどから記載の「附則」についてであります。

第 1 条本文では、本条例は公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用すると定めております。

後段、ただし書き規定として、第 1 号から第 3 号にかけて、令和 5 年 4 月 1 日以外の施行となる規定とその施行日をそれぞれ定めております。

第 1 号は、軽自動車税の種別割の税率の施行日を令和 5 年 7 月 1 日に、第 2 号は、森林環境税の導入に伴う文言の整理の施行日を令和 6 年 1 月 1 日に、第 3 号は、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化の施行日を令和 7 年 1 月 1 日に定めるものであります。

第 2 条は、町民税に関する経過措置を定めております。

6 ページをご覧ください。

第 3 条は、固定資産税に関する経過措置を、第 4 条は、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 39 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 39 号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 8 ページ、議案説明資料の 20 ページをお開きください。

はじめに改正概要をご説明いたしますので、議案説明資料の 20 ページをご覧ください。

表に記載のとおり、改正項目は 3 点であります。

1 点目は「国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額」であります。

地方税法は「税目、課税客体、課税標準、税率などの賦課徴収に関する規定は、条例によらなければならない」とする「地方税条例主義」を掲げ、国民健康保険税にあつては「基礎課税額等の課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない」と定めております。

国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を引き上げることなどを内容とした改正

地方税法施行令が、本年4月1日に施行されたところであります。

このたびの改正は、保険税負担の公平性の確保と中低所得者の保険税負担の軽減を図る観点から行われたものでありますことから、町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

表の「改正内容」をご覧ください。

(2)後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を2万円引き上げて22万円に改めようとするものであります。

これにより、基礎課税額と介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計は、102万円から104万円に増額となるものであります。

2点目は、「国民健康保険税の軽減判定所得基準」であります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課する応能分と受益に応じて等しく被保険者に賦課する応益分で構成されております。

地方税法は、世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割または2割を減額するものとする定め、この減額にあたっての世帯の判定所得基準は、地方税法施行令で定める金額を超えない場合に、同施行令で定める基準に従い、市町村の条例で定めるところにより減額するものとする定めております。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、中間所得者層に配慮した見直しを行うため、地方税法施行令を改正したことから、これと同様の条例改正を行おうとするものであります。

世帯の合計所得金額が、一定額を超えない場合に行う均等割額と平等割額の軽減の基準となる所得を引き上げる改正であります。

表の「改正の内容」をご覧ください。

「(1)7割軽減」は、変更がありません。

「(2)5割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を28万5,000円から29万円に、「(3)2割軽減」は、被保険者数に乗ずる金額を52万円から53万5,000円に改めるものであります。

1点目の課税限度額の引き上げと、2点目の軽減判定所得基準の見直しを内容とした条例改正について、去る4月27日に幕別町国民健康保険運営協議会に諮問を行い、翌28日に「改正することが適当である」との答申をいただいたところであります。

21ページをご覧ください。

3点目は「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例」であります。

国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせて、条例を改正しようとするものであります。

令和2年6月の第2回町議会定例会において、国の財政支援措置に基づき、新型コロナウイルス感染症に罹患し重篤な傷病を負った方や、国や北海道の要請により事業等の休止を余儀なくされ、収入の減少により国民健康保険税の支払いが困難となった方に対して、遡及して保険税を減免することができる特例措置を設けるべく、条例を改正いたしました。

その後、令和3年5月と4年5月に、国の財政支援措置の延長に合わせて、減免の対象期間を延長する改正を行ってまいりました。

本年2月10日付けで、国から、財政支援措置を延長する旨の通知がありましたことから「改正内容」欄に記載のとおり減免の対象とする国民健康保険税を令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金の支払日が到来するものとし、その申請期限を令和6年3月31日に改めようとするものであります。

22ページをご覧ください。

改正条例の新旧対照表であります。

23 ページになります。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円に改めるものであります。

第26条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しております。

減額後の後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を22万円に改めるものであります。

24 ページになります。

第2号は、5割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を29万円に、第3号は、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を53万5,000円に、それぞれ引き上げるものであります。

25 ページから29 ページにかけては、いずれも、法改正に伴い、引用条項を修正するものであります。

30 ページをご覧ください。

附則第25項は「新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免の特例」を定めております。

国の財政支援措置の適用期間の延長に合わせて、減免の対象とする国民健康保険税を「令和4年度分の国民健康保険税であって、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に普通徴収の納期限が到来するもの、特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日が到来するもの」とし、その申請期限を令和6年3月31日に改めるものであります。

議案書8ページにお戻りください。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を定めております。

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する、とするものであります。

第2項は、適用区分について定めております。

附則第25項の改正規定を除く改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による、とするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、委員会付託のため、質疑を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声なし）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、民生常任委員会に付託いたします。

ここで民生常任委員会を開催いたしますので、暫時休憩いたします。

11：47 休憩

13：40 再開

[追加日程]

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、民生常任委員会委員長から、付託しました議案第39号についての審査結果報告書が提出されましたので、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

[委員長報告]

○議長(寺林俊幸) 日程第14の2、議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

民生常任委員会委員長の報告を求めます。

委員長、谷口和弥議員。

○委員長(谷口和弥) 朗読をもって報告をさせていただきます。

令和5年5月10日幕別町議会議長寺林俊幸様

民生常任委員会委員長谷口和弥

民生常任委員会報告書

令和5年5月10日、本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記

1 委員会開催日

令和5年5月10日1日間

2 審査事件

議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

3 審査の経過

審査にあたっては、条例の改正内容及び住民負担への影響等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、起立採決で結論をみた。

4 審査の結果

原案を可とすべきものと決した。

以上であります。

○議長(寺林俊幸) 報告が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(なしの声あり)

○議長(寺林俊幸) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第39号、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(寺林俊幸) 異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

投票を開始いたします。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタン又は反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定します。

投票総数 18 人、賛成 14 人、反対 4 人。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 40 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 40 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算第 3 号について、ご説明申し上げます。

別冊でお配りしております議案書の 1 ページをご覧ください。

今回の補正予算は、予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,435 万 4,000 円を追加し、予算の総額をそれぞれ 169 億 9,916 万 1,000 円と定めるものであります。

補正の款項の区分と補正額、補正後の金額は、2 ページ、3 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりであります。

はじめに、歳出をご説明申し上げます。

議案説明資料の 31 ページをご覧ください。

「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金充当事業」であります。

今回、追加いたしますのは、令和 5 年 3 月 29 日付けで限度額の配分通知がありました「電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援分」のうちの「低所得世帯支援枠」に要する経費であります。「1 非課税世帯応援給付金給付事業」、1 億 964 万円であります。

「事業内容」欄をご覧ください。

エネルギー・食料品等の物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯に対し、生活費の一部を支援するため、応援給付金を給付するものであります。

「積算」欄に記載のとおり、3,400 世帯を対象に見込み、1 世帯当たり 3 万円を給付するものであります。加えて、給付事務に係る会計年度任用職員 3 人分の報酬、共済費、などの事務費を計上するものであります。「事務費 764 万円」と記載しておりますのは、職員費に計上しております正職員の時間外勤務手当 274 万 7,000 円を含んだ事務費総額であります。

以上で、議案説明資料の説明を終わります。

議案書にお戻りいただき、5 ページをご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費、22 目新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業費 1 億 689 万 3,000 円の追加であります。

ここでの説明は省略いたします。

6 ページをご覧ください。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 1,456 万 5,000 円の追加であります。

食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受けている住民税非課税の子育て世帯等の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を給付するもので、全額、国庫補助金が充当されるものであります。

対象者は、令和 4 年度に実施しました「子育て世帯生活支援特別給付金」の支援対象者であった方に加えて、令和 5 年度の住民税非課税世帯や令和 5 年 1 月 1 日以降、収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった世帯に属する 18 歳未満の児童などに対して 1 人当たり 5 万円を町から支給するものであります。

なお、本町におきましては、低所得のひとり親世帯を対象に給付されています児童扶養手当の受給者等へは、北海道から直接支給されるものであります。

7 ページに渡りますが、1 節から 13 節までは、給付事務に係る会計年度任用職員 1 人分の報酬、共

済費などの事務費であります。

18 節は、子育て世帯生活支援特別給付金、245 人分であります。

12 款職員費、1 項、1 目職員給与費 289 万 6,000 円の追加であります。正職員の時間外勤務手当であります。

財源内訳の欄に記載のとおり「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」、これは非課税世帯応援給付金給付事業に係るものでありますが、274 万 7,000 円。「子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費国庫補助金」、これは同事業に係るものでありますが、14 万 9,000 円を追加するものであります。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4 ページにお戻りください。

16 款国庫支出金、2 項国庫補助金、1 目総務費補助金、1 億 964 万円の追加であります。

非課税世帯応援給付金給付事業に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

2 目民生費補助金、1,471 万 4,000 円の追加であります。子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費と事務費の国庫補助金であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 40 号、令和 5 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 16、議案第 41 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件については、藤原孟議員に直接の利害関係がある事件であり、その議事に参与できないため、地方自治法第 117 条の規定により、藤原孟議員の退場を求めます。

暫時休憩いたします。

13:51 休憩

（藤原議員退場）

13:51 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、議案第 41 号、工事請負契約の締結について説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 41 号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 9 ページ、議案説明資料の 32 ページをお開きください。

本議案は、幕別町保健福祉センター屋上防水改修工事に係る工事請負契約が「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」において議決事件に定められている「予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の 32 ページをご覧ください。

平成 8 年 10 月、町民の健康増進と福祉の向上を図るため、保健・福祉の総合施設として供用を開始

いたしました、幕別町保健福祉センターは、築後 26 年余りが経過し、経年劣化により、雨天時には雨漏りが複数箇所が発生している状況にありますことから、構造上、陸屋根となっている屋上の抜本的な防水改修工事を行おうとするものであります。

議案説明資料は、屋根平面図を示しております。

平面図の右の表の上部に記載のとおり、網掛けしております部分の屋根は、プラスチック系樹脂のウレタン塗膜防水仕上げを施しております。この既存の屋根にウレタン塗膜防水材を増し塗りし、その上に保護塗料を塗布し、雨や紫外線から防水層を保護し耐久性の強化を図ろうとするものであります。

表下部に記載の、斜線表示部分は、ステンレス防水仕上げの屋根であります。

この既存の屋根にウレタン塗膜防水材を吹付けし、その上に保護塗料を塗布しようとするものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の 9 ページをご覧ください。

1 契約の目的は、幕別町保健福祉センター屋上防水改修工事であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年 4 月 26 日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の 3 者によります指名競争入札を執行いたしましたところ、5,980 万 7,000 円をもちまして、藤原工業株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町旭町 91 番地、藤原工業株式会社、代表取締役 藤原治氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和 5 年 11 月 30 日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 41 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

ここで、除斥議員入場のため、暫時休憩いたします。

13：55 休憩

（藤原議員入場）

13：56 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 17、議案第 42 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第 42 号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の 10 ページ、議案説明資料の 33 ページをご覧ください。

本議案は、新あかしや南団地公営住宅 5 号棟建替工事建築主体に係る工事請負契約が、議案第 41 号と同様に、議決事件に定められている「予定価格が 5,000 万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の 33 ページをご覧ください。

新あかしや南団地公営住宅建替事業は、昭和 51 年から 56 年に掛けて建設いたしました「あかしや

南団地公営住宅」を令和3年度から7年度にかけて建替えしようとするものであります。

図面左側が南であります。

令和3年度に1号棟と2号棟を、令和4年度に3号棟と4号棟を、合わせて4棟32戸をこれまでに建設いたしました。

配置図の右側、囲み斜線で表示しておりますのは、現存している、既存の4階建て共同住宅、2棟40戸で、図面下部に「令和6年度解体」と記載しております。

配置図の中央部から右にかけての網掛け部分は、令和5年度以降に建設を計画している2階建て共同住宅1棟8戸を、6棟、合計48戸分の共同住宅で、それぞれ図面下部に建設年度を表示しております。

議案第42号は、昨年度建設いたしました3号棟の北側に位置する5号棟の建設に係るもので、鉄筋コンクリート造、2階建て、延べ床面積686.07平方メートルの建物、1棟8戸を建設するものであります。

34ページをご覧ください。

住戸は、2LDK6戸と3LDK2戸で、システムキッチンやユニットバスの設備に加え、台所、洗面所、浴室の3か所に給湯設備を整備し、室内の出入り口を引き戸にするなど、ユニバーサルデザインに配慮した設計で、1号棟、3号棟と同じ間取り、面積であります。

35ページをご覧ください。

建物の外壁は、1号棟、3号棟と同様に、左官仕上げとし、屋根材は、屋外使用時の耐久性に優れたガルバリウム鋼板であります。

以上が工事概要であります。

議案書の10ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅5号棟建替工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月26日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、2億1,307万円をもちまして、株式会社大野建設が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町札内豊町5番地の26、株式会社大野建設、代表取締役 大野圭市氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和6年3月22日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第42号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第43号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第43号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の11ページ、議案説明資料の33ページをご覧ください。

本議案は、新あかしや南団地公営住宅6号棟建替工事、建築主体に係る工事請負契約が、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の

議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の33ページをご覧ください。

本工事は、議案第42号と同様に、新あかしや南団地公営住宅の建替工事で、5号棟の東側に位置する6号棟の建設に係るものであります。

工事概要につきましては、3LDKの住戸の位置を除いて、議案第42号と同様の工事内容でありますことから、説明を省かせていただきます。

36ページには平面図、37ページには立面図を記載しております。

議案書の11ページをご覧ください。

1 契約の目的は、新あかしや南団地公営住宅6号棟建替工事、建築主体であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月26日に、藤原工業株式会社、株式会社大野建設、加藤建設株式会社の3者により指名競争入札を執行いたしましたところ、2億1,340万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町200番地、加藤建設株式会社、代表取締役加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和6年3月22日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第43号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

伊藤副町長。

○副町長（伊藤博明） 議案第44号、工事請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の12ページ、議案説明資料の38ページをお開きください。

本議案は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事その1に係る工事請負契約が、議決事件に定められている「予定価格が5,000万円以上の工事の請負に係る契約」でありますことから、議会の議決をいただき、その後に本契約を締結しようとするものであります。

議案説明資料の38ページをご覧ください。

下水道処理区統合連絡管渠整備工事の位置図であります。

幕別本町地区の公共下水道は、幕別町浄化センターの老朽化を背景に、将来を見据え、効率的な汚水処理を図るため、令和3年度から幕別・札内両地区の下水道を十勝川流域下水道で一括して処理を行う「処理区統合事業」に着手したところであります。

幕別地区の汚水を幕別町浄化センターから札内中継ポンプ場まで送水するため、令和4年度から、実線で示しております連絡管渠、延長11.2キロメートルの整備を進めております。

今回の工事は、図面右側に破線で丸く囲っております国道38号の止若橋以西の国道部分と町道相川6線に連絡管渠を布設する工事であります。

39ページをご覧ください。

上段に平面図を、下段に推進工詳細図を記載しております。

「平面図」は、工事位置図と南北が反転し、左側が幕別市街方向、右側が札内市街方向であります。

布設する連絡管渠は、左側に破線で記載しております、昨年、止若橋の川下側、北側に整備しました添架管から国道を西進し、町道相川6線の交差点西側で国道を横断するもので、工事延長344.78メートル、口径200ミリメートルの下水道用ポリエチレン管であります。

施工箇所のうち、平面図右側に記載しております推進工は、ページ下部の「推進工詳細図」の左側「平面図」のとおり、町道相川6線側の発進立坑側から国道38号歩道の到達立坑までの延長14.89メートルを口径400ミリメートルの一般構造用炭素鋼管により推進して横断するものであります。

以上が工事概要であります。

議案書の12ページをご覧ください。

1 契約の目的は、下水道処理区統合連絡管渠整備工事その1であります。

2 契約の方法、3 契約の金額、4 契約の相手方であります。

本年4月26日に、藤原工業株式会社、加藤建設株式会社、株式会社アスワン、コウケツ建設工業株式会社、株式会社萬和建設、株式会社三島組、幕別興業株式会社、株式会社下沢組の8者により指名競争入札を執行いたしましたところ、7,260万円をもちまして、加藤建設株式会社が落札いたしましたので、同社の代表であります、中川郡幕別町忠類白銀町200番地、加藤建設株式会社、代表取締役加藤茂樹氏と契約を締結しようとするものであります。

工期は、令和6年1月22日までと定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第44号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決されました。

[監査委員の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第20、議案第45号、監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

ここで、藤谷議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

暫時休憩いたします。

14:09 休憩

（藤谷議員退場）

14:09 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第20、議案第45号の説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第45号、監査委員の選任につき同意を求めることについて、につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の13ページをご覧ください。

地方自治法は、普通地方公共団体に執行機関として監査委員を置き、監査委員は、「普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。」と、そ

の職務を定めております。

同法第 196 条第 1 項は、「監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。」と規定しております。

本議案は、議会選出の監査委員として、藤谷謹至氏を再度選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものであります。

任期は、令和 5 年 5 月 13 日から、議員の任期の終期であります令和 9 年 4 月 30 日までとするものであります。

なお、同氏の経歴などにつきましては、議案説明資料 40 ページに記載しておりますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで、除斥議員の入場のため、暫時休憩いたします。

14：12 休憩

（藤谷議員入場）

14：12 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[副町長の選任]

○議長（寺林俊幸） 日程第 21、議案第 46 号、副町長の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

説明を求めます。

飯田町長。

○町長（飯田晴義） 議案第 46 号、副町長の選任につき同意を求めることにつきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 14 ページをご覧ください。

地方自治法第 162 条は「副市町村長は、普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任する。」と定めております。

本議案は、現副町長であります伊藤博明氏が、本年 5 月 12 日をもって任期満了となりますことから、引き続き同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

任期は令和 5 年 5 月 13 日から令和 9 年 5 月 12 日までの 4 年であります。

なお、同氏の経歴につきましては、議案説明資料 41 ページに掲載してありますので、ご参照いただき、選任につき、同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（寺林俊幸） 本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

採決は、電子表決システムによる無記名投票で行いたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、採決は電子表決システムによる無記名投票で行うことに決定いたしました。

無記名投票は、モニターに議員名は表示されず、投票総数、賛成数、反対数のみが表示されます。

これより、表決を行います。

本件は、原案を可とすることに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

なお、会議規則第82条第2項の規定により、表決確定の宣告がなされた場合において、賛成のボタンまたは反対のボタンのいずれも押していない方は、反対のボタンを押したものとみなします。

押し忘れはありませんか。

(なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） なしと認め、確定いたします。

投票総数 18 人、賛成 18 人、反対 0 人。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

14：16 休憩

14：16 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩を解いて、再開いたします。

[副町長挨拶]

○議長（寺林俊幸） ここで、ただいま副町長に選任されました伊藤博明副町長より発言を求められておりますので、これを許します。

伊藤博明副町長。

○副町長（伊藤博明） 議長のお許しをいただきましたので、一言お礼の言葉を述べさせていただきます。

ただいまは副町長選任のご同意をいただき、まことにありがとうございます。

ちょうど4年前の今日の日の想いを思い出し、そして今感じている責任感と、この緊張感を、初心として決して忘れることなく、町民の皆さまから「役場に聞いてよかった」「役場に相談してよかった」と信頼してもらえる役場組織となりますよう、飯田町長の下、職員と手を携えて誠心誠意職務に励んでまいります。

議員の皆さまには旧に倍しましてご指導くださいますよう、どうぞよろしく願いいたします。

本日は誠にありがとうございました。

○議長（寺林俊幸） ここで、継続調査の申出書配布のため、暫時休憩いたします。

14：18 休憩

14：19 再開

○議長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[継続審査申し出]

○議長（寺林俊幸） お手元に配布した追加議事日程（第5号）のとおり、総務文教常任委員会委員長、民生常任委員会委員長、産業建設常任委員会委員長、広報広聴委員会委員長、議会運営委員会委員長から、所管に関わる事件につき、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続調査の申出書がありました。

この際、これを日程に追加し、議題といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続調査の申し出を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

日程第 22、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、所管に関わる事件について、それぞれの期限まで閉会中も継続して調査することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、所管に関わる事件について、それぞれの期限まで、閉会中も継続して調査することに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（寺林俊幸） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和 5 年第 2 回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

14 : 21 閉会